

新潟市職員の暫定再任用実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第34号。以下「改正条例」という。）附則第3条に規定する暫定再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(暫定再任用の申込み)

第2条 暫定再任用を希望する者は、別に定める方法により任命権者に申し込むものとする。

2 任命権者は、前項の規定により暫定再任用の申込みがあったときは、当該申込みをした者（以下「申込者」という。）の従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報により選考して採用を決定し、選考結果を別に定める方法により申込者に通知するものとする。

(任期の更新)

第3条 改正条例附則第3条第4項に規定する勤務実績は、人事評価の結果を基礎とし、所属長に対して別に定める方法により確認する。

2 改正条例附則第3条第5項の同意は、書面（書面による意向調査等による同意の確認を含む。）により得るものとする。

(申込みの辞退等)

第4条 申込者が申込みを取り止める場合及び採用の決定を受けた者が暫定再任用を辞退する場合は、別に定める方法により速やかに任命権者に申し出なければならない。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。